⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成６年度以降に元請けとして、排水機場ポンプ設備の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績比率20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法の機械器具設置工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　機械器具設置工事に係る主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、機械器具設置工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

8　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、「岩国飛行場（H21）南側排水整備工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成22・23・24年度において独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における製造又は物件の買入れ等の契約に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年12月25日

独立行政法人産業技術総合研究所

調達部長　塩釜　士郎

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

1　製造又は物件の買入れ等の契約の種類及び業種の区分

⑴　物品の製造

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

⑵　物品の販売

物品の製造と同じ

⑶　役務の提供等

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

⑷　物品の買受け

立木竹、その他

2　申請の時期

平成22年１月12日から平成22年１月29日までとする。

なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。

また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（行政機関の休日を除く）

⑵　申請書の提出方法

申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の申請書等の関係書類を持参又は郵送等（郵送の場合は書留郵便又は配達記録便）により提出。製造又は物件の買入れ等（物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）

一　一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（様式第２号）

二　添付書類

イ　営業経歴書

ロ　登記事項証明書（法人の場合）、身元証明書（個人の場合）

ハ　財務諸表類（法人の場合）、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

ニ　納税証明書（法人税又は所得税（個人の場合）及び消費税及び地方消費税について未納税額のないことを証明する税務官署が発行する証明書）

4　競争に参加することができない者

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、２年間を経過していない者

イ　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

ヘ　契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

5　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

6　資格の有効期間

平成22年４月１日から平成25年３月31日（審査年の４月１日から３会計年度）までとする。なお、２のなお書きにより随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年３月31日までとする。

7　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

別記１の申請書の提出場所と同じ。

8　公告の方法

一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）に掲載する。

9　競争参加者の資格及びその審査

製造又は物件の買入れ等（物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）

①　資格

予定価格の金額に応じ、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けごとに別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項

①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　生産高又は販売高等

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　機械設備等

三　経営比率

流動比率

四　営業経歴

営業年数

③　資格の等級の決定方法

製造又は物件の買入れ等の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。